

呉市修繕契約約款

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の修繕仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の修繕（以下「修繕」という。）を頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了するものとし、発注者は、その修繕料を支払うものとする。
- 3 修繕を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 発注者が、第8条に規定する担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（修繕関係者に関する措置請求、請求書を除く。）は、担当者を経由するものとする。
- 11 前項の書類は、担当者に提出された日に発注者に提出されたものと見なす。

（書面による催告等）

- 第1条の2 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等という。」）は書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書のほかの条項により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（着手届）

- 第1条の3 受注者は、履行期間の初日から起算して10日以内に、修繕着手届を発注者へ提出しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（修繕料内訳書及び修繕計画書）

- 第2条 受注者は、発注者の請求があった場合は、本契約締結後10日以内に、修繕料内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、発注者の請求があった場合は、仕様書等に従い、修繕の実施に先立って修繕計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 修繕料内訳書及び修繕計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第4条 受注者は、修繕の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（受注者の通知義務）

- 第5条 受注者は、この契約の履行につき、修繕の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、当該修繕範囲につき、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により、第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、発注者に対して、委任

し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（使用人に関する受注者の責任）

第7条 受注者は、修繕の実施につき用いた使用人による作業上の行為においては、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で資格の定めのある修繕に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。また、使用人を変更したときも、同様とする。

3 受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

（担当者）

第8条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「担当者」という。）を定めるときは、その氏名を受注者に通知するものとする。また、担当者を変更したときも、同様とする。

2 担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行について受注者又は受注者の修繕責任者に対する指示、承諾及び協議

(2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

(3) 修繕の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（修繕に関する責任者）

第9条 受注者は、契約を履行するに当たって修繕に関する責任者（以下「修繕責任者」という。）を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、修繕責任者を変更したときも、同様とする。

2 修繕責任者は、この契約の履行に関し、修繕料の変更、契約期間の変更、修繕料の請求及び受領、修繕に係る関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（修繕に係る関係者に関する措置請求）

第10条 発注者は、受注者が修繕に着手した後に受注者の修繕責任者又は使用人が契約の履行について著しく不適当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを求めることができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（修繕の報告等）

第11条 受注者は、仕様書等に従い、発注者に対して修繕報告書を提出しなければならない。

2 発注者又は担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して修繕の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

（控室等）

第12条 発注者は、修繕の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して、控室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらが発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

（関連作業等を行う場合）

第13条 発注者は、受注者の修繕の履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して当たるものとする。

（条件変更等）

第14条 受注者は、契約を履行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、

その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。
 - (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号のいずれかに掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号のいずれかに掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは修繕料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときについての当該必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等又は指示の変更）

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は修繕に関する指示（以下「仕様書等又は指示」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは修繕料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（修繕の中止）

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、修繕の中止内容を受注者に通知して、修繕の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により、修繕を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間、契約金額若しくは履行期限を変更し、又は受注者が修繕の続行に備え、修繕の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約期間又は履行期限の変更方法）

第17条 契約期間又は履行期限（以下「契約期間等」という。）の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間等の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（修繕料の変更方法等）

第18条 修繕料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が修繕料の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第19条 受注者は契約の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置を執らなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置を執らなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者はその執った措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は担当者は、事故防止その他特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、修繕料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第20条 この契約を履行するに当たり生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第22条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第21条 修繕を行うに当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修繕に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち修繕を行うに当たり受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他契約の履行に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第22条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、遅滞なく発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者とが協議するものとする。

（検査及び引渡し）

第23条 受注者は、修繕を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、その指定する職員（以下「検査員」という。）をして、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、修繕の完成を確認するための検査を完了させるとともに、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、修繕物件を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査に要する一切の費用は、特別な定めのある場合を除き、全て受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって修繕の完成を確認した後、受注者が修繕物件の引渡しを申し出たときは、直ちに当該修繕物件の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の規定による申出を行わないときは、当該修繕物件の引渡しを修繕料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補し検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完成と見なして前各項の規定を適用する。
- 7 検査員は、第2項及び前項の検査を行うほか、修繕の途中において必要があると認められる場合には、修繕の状況の検査を行うことができる。この場合においては、第2項後段及び第3項に規定を準用する。

（修繕料の支払）

第24条 受注者は、前条の検査に合格したときは、修繕料の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に修繕料を受注者に支払わなければならない。

（部分払）

第25条 受注者は、発注者の承認を得た場合においては、修繕の完成前に、出来形部分並びに修繕現場に搬入済の修繕材料及び製造工場等にある工場製品（仕様書等で部分払の対象とすることを指定し

たものに限る。)に相応する修繕料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者が特別の理由があると認めた場合を除き、修繕着手後2月を経過するごとに1回を限度とし、3回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は修繕現場に搬入済の修繕材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、検査員をして、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行わせるとともに、当該確認の結果を受注者に通知させなければならない。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 第1項の修繕料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が修繕責任者に第3項前段の規定による通知をさせた日から10日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「修繕料相当額」とあるのは「修繕料相当額から既に部分払の対象となった修繕料相当額を控除した額」とするものとする。

（第三者による代理受領）

第26条 受注者は、発注者の承諾を得て、修繕料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第24条又は前条の規定に基づく支払をしなければならない。
- 3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記されたものに修繕料の全部又は一部を支払ったときは、発注者は、その責めを免れる。

（債務不履行に対する受注者の責任）

第27条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定において受注者が追うべき責任は、第23条に規定する検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、検査合格の日から1年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失より生じた場合は、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第28条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に修繕を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、当該履行遅滞に係る部分の修繕料の額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）をもって計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により第24条第2項又は第25条第5項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による修繕料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率をもって計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の契約解除権）

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められると

き。

(2) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

(3) 第4条又は第33条の規定に違反したとき。

(4) 第31条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、修繕料の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第30条 発注者は、契約が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の契約解除権）

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第14条の規定により修繕の内容を変更したため、修繕料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が第33条の規定に違反したとき。

(3) 発注者が契約に違反し、それにより修繕を完了することが不可能となったとき。

2 第29条2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより受注者が損失又は損害を受けたときは、補償又は賠償をしなければならない。

（解除の効果）

第32条 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第29条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意若しくは過失により、滅失し、又は損傷したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により、滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は控室等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又

は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第33条 発注者及び受注者は、契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の履行に当たる受注者の使用人も、同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

（遅延利息の徴収）

第34条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、発注者がこの契約に基づく損失補償金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を請求することができる。

（相殺）

第35条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺することができる。この場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

2 前項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

（談合その他の不正行為があった場合等の解除）

第36条 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法第198条の規定による刑に処せられたとき。

2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

3 受注者は、第1項の規定に該当するときは、契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する金額を損害賠償金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

4 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

（役員等が暴力団関係者である場合等の解除）

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号に規定するときのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第38条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、契約期間内に修繕を完了することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による協議の結果、契約期間内に修繕を完了することができないと発注者が認めた場合には、契約期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。
- 5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受注者は、前項の被害により、契約期間内に修繕を完了することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 7 受注者は、前項の規定による協議の結果、契約期間内に修繕を完了することができないと発注者が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、契約期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。

（裁判等の管轄）

- 第39条 発注者又は受注者は、発注者と受注者との間の紛争に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てについては、呉簡易裁判所又は広島地方裁判所に行う。

（補則）

- 第40条 この契約書及び仕様書等の中に、前各条に定めるものと相違する規定がある場合は、発注者及び受注者は、当該規定に従うものとする。
- 2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「個人情報等」という。）の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、本件業務の処理に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。

3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう監督しなければならない。

4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所等」という。）を定めるとともに、作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

（持ち出しの禁止）

第4条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「個人情報等資料」という。）を作業場所等から持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第5条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

（収集の制限）

第6条 受注者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本件業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

（利用の制限）

第7条 受注者は、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を受注者の内部において利用してはならない。

（提供の制限）

第8条 受注者は、この契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て本件業務の主体的部分以外の部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

（再委託の制限）

第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する

事項について、当該第三者（以下「再受託者」という。）と書面により約定しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（報告及び検査）

第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、受注者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(1) 契約期間が1年以内の場合

(2) 遠隔地、感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合

- 3 受注者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査（報告書の提出に代える場合を含む。）を実施する場合には、これに協力しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報等資料の返還等）

第12条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第13条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は受注者の個人情報等の取扱いが不適當であると認められるときは、この契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。